



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2018年第9号

今回のテーマ： 企業所得税税前控除証票管理弁法

企業所得税税前控除証票の管理をより強化に、税収執行をより正確に、そして企業の経営環境をより改善するため、国家税務総局は「企業所得税税前控除証票管理弁法（以下は「弁法」と略称する）を制定し、2018年7月1日より実施することとした。

主要内容**1. 税前控除証票分類**

内部証票	自社にて売上原価、費用、損失及びその他の支出の計算に用いる会計原始証票である。
外部証票	その他の企業、個人から取得する支出の発生を証明する証票である。発票、財政証票、納税証明、領収書、分割明細表が含まれるがこれらに限らない。

2. 控除証票にならない場合

企業が自ら印刷、偽造、変造、取消、発行方の違法な取得、虚偽発行、不正確に入力するなどし、規定に合致しない発票を取得する場合、或いは、国の法律、法規などの規定に合致しない外部証票を取得する場合。

3. 特殊証票控除問題

証票を追加発行または再発行し、控除する場合	規定された期限内にて規定に合致する発票またはその他の外部証票を 追加発行 または 再発行 し、税前控除が認められる場合	確定申告が終了する前に、発票・その他の証票を追加発行または再発行して取得し、規定に合致する。 確定申告が終了した後、当該年度で税前控除をしていない場合、その後の年度で規定に合致する発票・外部証票、または規定に合致する証明書類を提供できる場合には、支出発生年度で追加税前控除が認められる。ただし追加期限は 五年 を超えてはならない。 確定申告が終了した後、発生年度で支出を控除したが、規定に合致する発票・その他の外部証票を取得していない場合には、企業は告知された日から 60日 以内に規定に合致する発票・その他の外部証票を追加発行、再発行のうえで取得する、またはその真実性を証明できる関連資料を提供する必要がある。
	客観的な原因により発票・その他外部証票を 追加発行 、 再発行 できないが、その 真実性を証明できる関連資料 を提供でき、その支出の税前控除を認める場合	以下の資料により真実性の証明をした後、その支出の税前控除を認める。 ①発票・その他の外部証票を追加発行、再発行できない原因の証明資料（工商登記抹消、機構抹消、非正常経営と認定された資料、破産公告等の証明資料）； 必要 ②関連する業務活動の契約または協議； 必要 ③非現金方式による支払いを採用した支払い証票； 必要 ④貨物運輸の証明資料； ⑤貨物入庫、出庫の内部証票； ⑥企業会計計算記録及びその他資料。
その他の規定による控除	国家税務総局が課税項目に関する発票の発行につき別段の規定をしている場合、規定される発票または証票を税前控除証票とする。 企業は国内で発生した課税項目に含まない支出に対して、国家税務総局の規定により、当該支出の発票を発行できる場合、発行した発票を税前控除証票とする。	

4. 税前控除可能の証票：

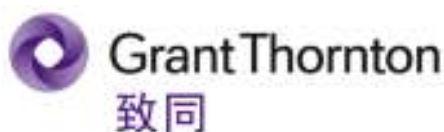
種類		項目	税前控除証票
国内で発生する支出	増値税課税項目	相手が税務登録済み増値税納税者	<ul style="list-style-type: none"> 増値税専用発票 増値税普通発票 税務機関が代理発行する発票
		<ul style="list-style-type: none"> 相手が税法に基づき、税務登録の必要がない企業 相手が小口零細業務に従事する個人 	<ul style="list-style-type: none"> 税務機関が代理発行する発票 受取証票（企業の名称、個人の名前及び身分証明書番号、支出項目、受取金額等関連情報が表示される必要がある） 内部証票
	増値税非課税項目	相手が企業	相手が発行するその他の外部証票
		相手が個人	内部証票
国外で発生する支出		国外物品購入・役務発生	<ul style="list-style-type: none"> 相手が発行する発票 発票と同様の受取証票 関連税金の納税証票
企業がその他の企業（関連企業を含む）・個人と共同に受ける国内の役務に係る支出	増値税課税役務	分担の方式を採用	発票・分割明細表・共同課税役務を受けるその他の企業が企業として発行する分割明細表
	増値税非課税役務		分割明細表・共同で非課税労務を受けるその他の企業が企業として発行する分担費用明細表
企業が事務用・生産用不動産等々を賃借するなどの際に発生する資産		企業が単一借手である場合に、貸手が課税項目として発票を発行する場合	発票
		貸手が分担の方式を採用する場合	貸手が発行するその他の外部証票

お見逃しなく：

- 「弁法」が特殊な場合での税前控除証票の要求事項を挙げ、納税者に形式的な指導を提供し、税務リスクの低くすることに役立てる。
- 企業は所得税税前控除の要求事項を適合するため、「弁法」の規定により内部財務及び税務の証票管理制度を設立・最適化、日常証票審査を行う必要がある。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd（GTIL, 致同国際）のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
 当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。